

盛岡市工業用LPガス料金支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市工業用LPガス料金支援金支給事業実施要綱 令和5年7月25日告示第376号</p> <p>改正 略</p> <p>令和6年1月22日告示第19号</p> <p>盛岡市工業用LPガス料金支援金支給事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、LPガスに係る料金の高騰の影響により経営に支障が生じている工業用LPガス消費事業者に対し、予算の範囲内で工業用LPガス料金支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、工業用LPガス消費事業者の経営の安定及び事業の継続を支援することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) LPガス 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。</p> <p>(2) 工業用LPガス消費事業者 工業用LPガスを消費する中小企業者であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>ア 市の区域内の事業所において、貯蔵施設（貯槽、バルク貯槽その他市長が適当と認める設備を用いた施設であって、工業用LPガスを貯蔵するものをいう。以下同じ。）を有し、当該工業用LPガスを自己の事業の用に供していること。</p> <p>イ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。</p> <p>(3) 工業用LPガス 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費</p>	<p>○盛岡市工業用LPガス料金支援金支給事業実施要綱 令和5年7月25日告示第376号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市工業用LPガス料金支援金支給事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この告示は、LPガスに係る料金の高騰の影響により経営に支障が生じている工業用LPガス消費事業者に対し、予算の範囲内で工業用LPガス料金支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、工業用LPガス消費事業者の経営の安定及び事業の継続を支援することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) LPガス 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。</p> <p>(2) 工業用LPガス消費事業者 工業用LPガスを消費する中小企業者であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>ア 市の区域内の事業所において、貯蔵施設（貯槽、バルク貯槽その他市長が適当と認める設備を用いた施設であって、工業用LPガスを貯蔵するものをいう。以下同じ。）を有し、当該工業用LPガスを自己の事業の用に供していること。</p> <p>イ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。</p> <p>(3) 工業用LPガス 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費</p>

改正後	改正前
<p>者等が生活の用に供するLPガス以外のもの（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業の用に供するもの及び販売を目的とするものを除く。）をいう。</p> <p>(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、みなし大企業に該当しないものをいう。</p> <p>(5) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。</p> <p>ア 発行済株式（会社法（平成17年法律第86号）第2条第31号に規定する発行済株式をいう。以下同じ。）の総数又は出資の総額の2分の1以上を同一の大企業者により所有され又は出資をされている中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上を大企業者により所有され又は出資をされている中小企業者</p> <p>ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>エ 発行済株式の総数又は出資の総額をアからウまでのいずれかに該当する中小企業者が所有している中小企業者</p> <p>オ アからウまでのいずれかに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者</p> <p>(6) 大企業者 中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）であって、事業を営むものをいう。</p> <p>（支給金額）</p> <p>第3 支援金の額は、工業用LPガス消費事業者が、令和5年7月から同年12月までの任意の1月（以下「支援金算定基準月」という。）に購入した工業用LPガス（市の区域内の事業所において消費するために購入した工業用LPガスに限る。）1立方メートル当たり11円を乗じて得た額に6を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>（支給の申請等）</p>	<p>者等が生活の用に供するLPガス以外のもの（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業の用に供するもの及び販売を目的とするものを除く。）をいう。</p> <p>(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、みなし大企業に該当しないものをいう。</p> <p>(5) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。</p> <p>ア 発行済株式（会社法（平成17年法律第86号）第2条第31号に規定する発行済株式をいう。以下同じ。）の総数又は出資の総額の2分の1以上を同一の大企業者により所有され又は出資をされている中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上を大企業者により所有され又は出資をされている中小企業者</p> <p>ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>エ 発行済株式の総数又は出資の総額をアからウまでのいずれかに該当する中小企業者が所有している中小企業者</p> <p>オ アからウまでのいずれかに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者</p> <p>(6) 大企業者 中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）であって、事業を営むものをいう。</p> <p>（支給金額）</p> <p>第3 支援金の額は、工業用LPガス消費事業者が、令和5年1月から同年6月までの任意の1月（以下「支援金算定基準月」という。）に購入した工業用LPガス（市の区域内の事業所において消費するために購入した工業用LPガスに限る。）1立方メートル当たり18.5円を乗じて得た額に6を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>（支給の申請等）</p>

改正後	改正前
<p>第4 支援金の支給を受けようとする工業用LPガス消費事業者は、盛岡市工業用LPガス料金支援金支給申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 支援金算定基準月に購入した工業用LPガスの数量が確認できる書類</p> <p>(2) 第2第2号アに掲げる要件を満たすことを明らかにする書類</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げる書類により確認すべき事実を市長が他の方法により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることがある。</p> <p>3 第1項の規定による申請は、令和6年2月29日までに行わなければならない。</p> <p>(支給の決定等)</p>	<p>第4 支援金の支給を受けようとする工業用LPガス消費事業者は、盛岡市工業用LPガス料金支援金支給申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 支援金算定基準月に購入した工業用LPガスの数量が確認できる書類</p> <p>(2) 第2第2号アに掲げる要件を満たすことを明らかにする書類</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げる書類により確認すべき事実を市長が他の方法により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることがある。</p> <p>3 第1項の規定による申請は、令和5年10月31日までに行わなければならない。</p> <p>(支給の決定等)</p>
<p>第5 市長は、第4第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。この場合において、支援金の支給を決定したときは盛岡市工業用LPガス料金支援金支給決定通知書により、不支給を決定したときは盛岡市工業用LPガス料金支援金不支給決定通知書により、支援金の支給を受けようとする工業用LPガス消費事業者に通知するものとする。</p> <p>(支援金の支給)</p>	<p>第5 市長は、第4第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。この場合において、支援金の支給を決定したときは盛岡市工業用LPガス料金支援金支給決定通知書により、不支給を決定したときは盛岡市工業用LPガス料金支援金不支給決定通知書により、支援金の支給を受けようとする工業用LPガス消費事業者に通知するものとする。</p> <p>(支援金の支給)</p>
<p>第6 市長は、支援金の支給を決定した工業用LPガス消費事業者に対しては、速やかに支援金の支給を行うものとする。</p> <p>(報告及び立入調査)</p>	<p>第6 市長は、支援金の支給を決定した工業用LPガス消費事業者に対しては、速やかに支援金の支給を行うものとする。</p> <p>(報告及び立入調査)</p>
<p>第7 市長は、必要があると認めるときは、支援金を支給した工業用LPガス消費事業者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。</p> <p>(支援金の返還)</p>	<p>第7 市長は、必要があると認めるときは、支援金を支給した工業用LPガス消費事業者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。</p> <p>(支援金の返還)</p>
<p>第8 市長は、支援金の支給を受けた工業用LPガス消費事業者が虚偽の申請等をしたときは、支援金の返還を求めるものとする。</p> <p>(補則)</p>	<p>第8 市長は、支援金の支給を受けた工業用LPガス消費事業者が虚偽の申請等をしたときは、支援金の返還を求めるものとする。</p> <p>(補則)</p>

改正後	改正前
第9 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。	第9 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。